

千葉県歯科医師認知症対応力向上研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歯科医師に対し、認知症の人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を修得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、歯科医師がその後も認知症の人の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は千葉市とし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等(以下「委託事業者」という。)に委託して実施するものとする。

(研修対象者)

第3条 この事業は、千葉市内で勤務(開業を含む)する歯科医師を対象とする。

(研修内容)

第4条 研修内容は、別表に掲げる内容を標準とし、かかりつけ歯科医として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の取得に資する内容とする。

(受講者の募集)

第5条 受講者の募集は、委託事業者において行うものとする。

(修了証書等の交付等)

第6条 市長は、研修修了者に対し別途定める修了証書(様式第1号)を交付する。
2 市長は、研修修了者について名簿(様式第2号)を作成し、管理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、歯科医師認知症対応力向上研修に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別表)標準カリキュラム

	研修内容	時間
I 基礎知識	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症施策の現状・ 認知症の原因疾患の特徴と症例・ 画像診断やアセスメントの概要・ 認知症治療薬や薬効の概要	30分
II かかりつけ歯科医の役割	<ul style="list-style-type: none">・ かかりつけ歯科医(歯科医療機関)の役割・ 歯科診療において注意すべき認知症への気づきのポイント・ 認知症の人の歯科診療を円滑に進めるための視点・ 歯科診療所で起こる行動・心理症状(BPSD)に対する対応・ 歯科医療機関の管理者の役割	90分
III 連携と制度	<ul style="list-style-type: none">・ 地域包括ケアシステム、介護保険制度・ サービス担当者会議でのかかりつけ歯科医の役割・ ケアマネジャーとの連携・ 認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等の仕組み・ 若年性認知症の現状と支援の制度・ 成年後見制度、高齢者虐待の現状	90分

(様式第1号)

第 号
修 了 証 書
氏 名 様
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める歯科医師認知症対応力向上研修を修了したことを証します
平成 年 月 日
千葉市長 ○○ ○○

(様式第2号)

修了証 番号	修了年月日	氏名 (生年月日)	所属		
			名称	住所	電話番号